吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2026 年 11 月 19 日

株式会社ピアズ

吸収分割に係る事前開示書面

東京都港区港南二丁目 16 番 4 号
品川グランドセントラルタワー15F
株式会社ピアズ
代表取締役　桑野　隆司

当社は、2026 年 11 月 18 日付で株式会社コンフィデンス・インターワークス（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2027 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社が営む SES 事業（旧ワイヤードパッケージ及び旧ウィズオノウェアに係る SES 区分及び IT 事務区分の事業。以下「本対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させることといたしました。

本吸収分割に関して会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1　吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

本吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2　吸収分割の対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

承継会社は、本吸収分割に際して、当社に対し、金 300,000,000 円を交付します（本吸収分割契約第 4 条）。本吸収分割に際して承継会社の株式その他の金銭以外の財産は交付されません。

当社は、本対象事業の事業内容、承継する資産、債務及び契約関係並びに将来の事業見通し等を総合的に考慮し、承継会社との協議により定めた上記対価の額は相当であると判断しております。

3　分割型吸収分割における剰余金の配当等に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4　新株予約権に係る定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

５　吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

承継会社の最終事業年度（2026 年 3 月期）に係る計算書類、事業報告、監査報告及び会計監査報告の内容は、下記のウェブサイトに掲載されている「第 12 回定時株主総会招集通知及び株主総会資料」及び「第 12 回定時株主総会その他の電子提供措置事項」をご参照ください。

「第 12 回定時株主総会招集通知及び株主総会資料」

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7374/announcement/121131/00.pdf

「第 12 回定時株主総会その他の電子提供措置事項」

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7374/announcement/121133/00.pdf

（２）臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

グループ内の吸収分割による組織再編

承継会社は、2026 年 5 月 20 日開催の取締役会において、同社の人材紹介事業及び採用支援事業を完全子会社である株式会社アイ・クラッチに、メディア＆ソリューション事業を完全子会社である株式会社インターワークスに、それぞれ吸収分割の方法により承継させることを決議し、同日付で各社との間で吸収分割契約を締結しました。承継会社は、2026 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において各吸収分割契約を承認し、これに基づき、2026 年 10 月 1 日付で各吸収分割の効力が生じております。

６　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

（１）SES 事業の譲受け

当社は、2026 年 1 月 16 日開催の取締役会において、株式会社ウィズオノウェアより SES 事業を譲り受けることを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で同社との間で事業譲受契約を締結し、同日、事業譲受けをしております。

（２）株式会社フォークウェルの株式取得（子会社化）

当社は、2026 年 2 月 24 日開催の取締役会において、株式会社 Grooves が運営する Forkwell 事業を承継することを目的として、同社が新たに設立し、当該事業を吸収分割により承継する会社（以下「株式会社フォークウェル」といいます。）の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で株式会社 Grooves との間で株式譲渡契約を締結し、2026 年 3 月 2 日に株式取得をしております。

（３）自己株式の取得

当社は、2026 年 3 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条

第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。これに基づき、2026 年４月７日までに、以下のとおり、自己株式を取得し、同決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

１．2026年３月19日開催の取締役会での自己株式取得に関する決議内容

（１）	取得対象株式の種類	普通株式
（２）	取得し得る株式の総数	250,000株 （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.7%）
（３）	株式の取得価額の総額	100,000,000円
（４）	取得期間	2026年３月23日～2026年９月30日
（５）	株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付

２．上記決議内容に基づき2026年４月７日までに取得した自己株式の累計

（１）	取得した株式の総数	178,200株
（２）	株式の取得価額の総額	99,959,200円

（４）資本金の額の減少

当社は、2026 年 8 月 3 日開催の臨時株主総会において、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額 100,258,900 円を 50,258,900 円減少し、減少後の資本金の額を 50,000,000 円とすること、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で資本金の額を減少しております。

（５）携帯販売員派遣事業に係る新設分割

当社は、2026 年 11 月 18 日開催の取締役会において、当社が営む携帯販売員派遣事業に関する権利義務を新たに設立するマーケティングスタッフサービス株式会社に承継させる旨の新設分割計画を承認することを決議いたしました。当該新設分割の効力発生日は、2027 年 1 月 1 日を予定しております。

7　本吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（１）当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収分割が効力を生ずる日以後において、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）承継会社に承継される債務の履行の見込みについて

本吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収分割が効力を生ずる日以後において、本吸収分割により承継会社に承継される債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測

されておりません。なお、本吸収分割による当社から承継会社に対する債務の承継は、本吸収分割契約第 3 条第 2 項に基づき、免責的債務引受の方法によるものとしております。

以上より、本吸収分割により承継会社に承継される債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本書面の備置開始日後、本吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示いたします。

以上

（別紙 1）2026 年 11 月 18 日付吸収分割契約書

別紙１

吸収分割契約書

株式会社ピアズ（以下「甲」という。）及び株式会社コンフィデンス・インターワークス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（吸収分割）

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が営むSES事業（旧ワイヤードパッケージ及び旧ウィズオノウェアに係るSES区分及びIT事務区分の事業であって、顧客に対するITエンジニアその他の人員の役務提供に係る労働者派遣契約、準委任契約、請負契約及び業務委託契約に基づく事業をいい、以下これらの事業を総称して「本事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第２条　（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)　甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ピアズ

住所：東京都港区港南二丁目16番4号

(2)　乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社コンフィデンス・インターワークス

住所：東京都新宿区新宿二丁目19番1号

第３条　（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 本件分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。なお、甲乙間においては、乙が本承継対象権利義務に含まれる債務を負担するものとし、甲が当該債務を履行した場合には、甲は乙に対してその全額を求償することができる。
3. 本承継対象権利義務に含まれない権利義務は乙に承継されず、甲がこれを保有し又は負担する。乙が本承継対象権利義務に含まれない債務について第三者から請求を受け、これを履行した場合には、乙は甲に対してその全額を求償することができる。
4. 第1項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(1)法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(2)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

第4条　（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本承継対象権利義務に代わる金銭として、金300,000,000円を交付する。なお、その支払の時期及び方法は、甲乙間で別途締結する覚書（以下「本覚書」という。）に定めるところによる。

第5条　（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割に際して、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条　（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2027年1月1日とする。但し、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを変更することができる。

第7条　（取締役会の承認）

甲は会社法第784条第2項の規定に基づき、乙は同法第796条第2項の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認を得ることなく、取締役会の承認を得て本件分割を行う。但し、同法第796条第3項その他法令の規定により株主総会の承認が必要となった場合には、当該当事者は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する株主総会決議を得るものとする。

第8条　（債権者保護手続）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、法令の定めるところにより、それぞれ必要な債権者保護手続を行うものとする。

第9条　（労働契約の承継に関する手続）

甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律その他の法令に従い、本件分割に関して必要な労働者との協議、労働者の理解と協力を得るための措置及び労働者等への通知を、乙と協議の上、法令に定める期限までに行うものとする。

第10条　（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為（甲においては、本事業に関するものに限る。）を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第11条　（本件分割の条件変更及び解除）

1. 本契約締結後本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態又は本事業に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 前項に定めるほか、甲又は乙は、本覚書の定めに従い、本効力発生日の前日までに限り、本契約を解除することができる。

第 12 条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1)　本効力発生日の前日までに、法令により必要となる甲又は乙の株主総会において本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合

(2)　第 11 条の規定に従い本契約が解除された場合

(3)　本覚書が解除され、又はその効力を失った場合

第 13 条　（本覚書との関係）

甲及び乙は、本件分割に関し、本契約に定めるほか、本契約締結日付で本覚書を締結する。本契約と本覚書の内容が抵触する場合には、法令により本契約に記載すべきものとされる事項を除き、本覚書の定めが優先する。

第 14 条　（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条　（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

［以下余白］

1533c6e5-cdae-4440-b54c-49b21944c0f3

本契約の締結を証するため、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2026 年 11 月 18 日

甲：　東京都港区港南二丁目 16 番 4 号
品川グランドセントラルタワー15F
株式会社ピアズ
代表取締役社長　桑野　隆司



乙：　東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号
ビッグス新宿ビル 10 階
株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表取締役　澤岨　宣之



別紙

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2026 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本事業に専ら使用されている動産及び備品、本事業に属する知的財産権、ノウハウ、営業資料、データベースその他の無形資産、並びに本事業に関する帳簿、記録その他の資料（いずれも甲乙間で別途合意する一覧表により具体的な対象を確認する）

2. 承継する債務

第 3 項の雇用契約及び第 4 項の契約に基づき、本効力発生日以降に履行期が到来する債務（但し、本効力発生日前の期間に係る賃金その他の債務、並びに本効力発生日前の役務提供又は取引に係る債務を除く。）

3. 承継する雇用契約等

本事業に主として従事する従業員（正社員、契約社員、パート社員、アルバイト等、及び本事業に係る労働者派遣契約に基づき派遣就業中の派遣労働者を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した権利義務（年次有給休暇に係る権利義務を含み、本効力発生日前の期間に係る賃金その他の債務を除く。）。ただし、本社（事務）に所属し、営業事務及び庶務業務に従事する正社員（一般職）に該当する者及び本契約締結日時点において、本効力発生日後の退職が確定しており、かつ、本効力発生日から当該退職日までの全ての所定労働日について年次有給休暇を取得することが確定している労働者との間の労働契約は、労働契約承継法第 4 条第 1 項に基づく異議の申出があった場合を除き、承継しない。

4. 承継するその他の権利義務等

本事業に属する顧客との取引基本契約、準委任契約、請負契約、労働者派遣契約及びこれらに基づく個別契約、ビジネスパートナー（BP）その他の再委託先との準委任契約及び業務委託契約、秘密保持契約その他本事業に属する契約（いずれも甲乙間で別途合意する一覧表により具体的な対象を確認する）に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務（但し、本効力発生日前の役務提供又は取引に係る債権及び債務を除く。）

5. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

6. 承継しない権利義務

前各項に定めるもののほか、本効力発生日前の役務提供又は取引に係る売掛金その他の債権及び買掛金その他の債務、借入金その他の金融債務、現金及び預金、公租公課、本効力発生日前の事由に基づく損害賠償債務その他の簿外債務及び偶発債務、並びに本事業以外の事業に属する一切の権利義務は、乙に承継されない。